

市の政策などの策定過程で皆さんからの 意見をお聞きするルールをつくります

～パブリックコメント制度についてご意見をお寄せください～

『パブリックコメント制度』とは

パブリックコメント制度は、市の基本的な構想・計画や市民生活に大きく影響する条例の策定・改廃の案を決定前に公表し、市民の皆さんから寄せられた意見を考慮しながら最終案を決定する制度です。

どうしてルール化するの？

市は、これまで各種審議会や市民自治推進委員会、地区懇談会などの場で市民の皆さんから意見をお聞きしてきたほか、広報のぼりべつやホームページなどで計画などの案を公表し、市民の皆さんの意見を市政に反映できるよう努めてきました。

市がこれまで行ってきた手法は、パブリックコメントに該当するものであると考えますが、市政の推進に当たりこれまで以上の市民参画によるまちづくりを推し進めるためには、市民生活に関わる構想や計画、条例などについて、より積極的に情報発信し、透明で公正な政策決定に取り組む必要があると考えます。

そのため、これまで行ってきた意見の募集方法を見直し、要綱として定めて明文化します。

皆さんからのご意見をお聞きするための ルールについて、ご意見をお寄せください

- ▶ご意見をお聞きする制度 登別市パブリックコメント実施要綱(案)
- ▶ご意見の募集期間 11月1日(日)～30日(月)
- ▶資料の閲覧 本案の全文および資料は、市役所1階市民ロビー、各支所、市民会館、図書館、政策推進グループのほか、市のホームページ (<http://www.city.noboribetsu.lg.jp/plan/index.htm>) で閲覧できます。
- ◎閲覧できる資料
 - 登別市パブリックコメント実施要綱(案)
 - 登別市パブリックコメント実施要綱(案)解説版
 - 登別市パブリックコメント実施要綱(案)について(地方自治法および行政手続法(抜粋)含む)
 - パブリックコメント制度の概要
 - 登別市まちづくり基本条例 解説

ご意見の例

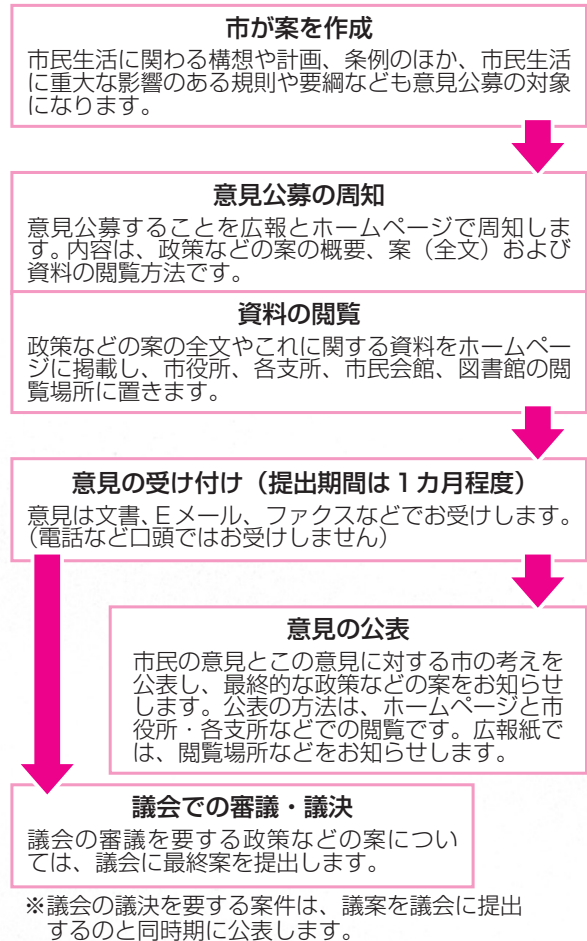
- 例1：『パブリックコメント』というカタカナ名ではなく、分かりやすい表現にすべき。
- 例2：計画案や条例案の内容が、量的に膨大であれば、理解しやすいように概要の説明を分かりやすくすべき。
など、実施要綱をご覧になって修正・加筆の必要な箇所や内容などについてご意見をお寄せください。

▶**提出方法** 市役所1階市民ロビー、各支所、市民会館、図書館、政策推進グループに備え付けの専用紙を使用いただくか、任意の用紙に①案件名②住所③氏名④電話番号⑤ご意見を記入し、政策推進グループへ郵送またはファクス、Eメールでお寄せください。また、市役所1階市民ロビー、各支所、市民会館、図書館のご意見投函箱に投函することもできます。

※電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできませんので、ご理解ください。

▶**ご意見に対する回答** 寄せられたご意見に対する市の考え方をホームページに掲載(氏名、住所、電話番号は公表しません)するとともに、市役所1階市民ロビー、各支所、市民会館、図書館、政策推進グループに閲覧用のファイルを備え置きます。なお、意見を提出された方に個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

パブリックコメント制度の流れ(案)



問 い 政策推進グループ (〒059-8701 中央町6丁目11・☎05 1 1 2 2、
合 わ せ FAX 05 1 1 0 8、Eメール: kikaku@city.noboribetsu.lg.jp)